

旧明正小学校の利活用に係る サウンディング型市場調査 実施要領



令和7年6月

福 知 山 市

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp>

1 調査の名称

旧明正小学校の利活用に係るサウンディング型市場調査

2 調査の目的

本調査は、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）として、民間事業者等の皆様との対話を通じて、旧明正小学校を利活用するための事業アイデアや参加しやすい事業条件等を把握することにより、今後の公民連携による利活用につなげることを目的として実施します。

3 対象施設の概要

旧明正小学校は、明治4年に発足した敬学校を起源として、大正9年に現在の位置に校舎が設置されました。その後、下夜久野地区にある他の小学校を統合し、多くの子どもたちを見守ってきた教育の場であるとともに、地域コミュニティ活動の場でもありました。昭和50年代には全校児童数は200人を数えましたが、徐々に減少し、平成25年3月には57人となり、夜久野町全域の小中一貫校である夜久野学園に統合されました。

同小学校の周辺は、山と川とに囲まれた自然豊かな地でありながらも、JR下夜久野駅、スーパーマーケットや郵便局といった日常的な便利施設、また福知山市役所夜久野支所、保健福祉センターや図書館などの行政機能が集中しており、夜久野町内での中心的な役割を果たしている地域です。

所在地	福知山市夜久野町井田 522 番 他
既存建物等	①教室棟：鉄筋コンクリート造 3 階建 1,739 m ² 昭和 41 年築 ②屋内運動場：鉄筋コンクリート造 1 階建 424 m ² 昭和 41 年築 ③特別教室棟：鉄筋コンクリート造 1 階建 120 m ² 昭和 55 年築 ※その他：倉庫 40 m ² 、渡り廊下 34 m ² がある。 建物等の延床面積 2,357 m ²
敷地面積	全体面積：8,699 m ² 【内訳】土地：7,370 m ² 建物占有面積：1,329 m ²
都市計画区域	都市計画区域外
用途地域	指定なし
建ぺい率 /容積率	指定なし
防火地域	指定なし
建築・造成等に関する制限	建築基準法第 56 条第 1 項による道路斜線制限：指定なし 〃 第 56 条第 2 項による隣地斜線制限：指定なし 〃 第 56 条の 2 による日影規制：指定なし
都市計画事業	該当なし
都市計画施設	該当なし
地区計画	該当なし
その他の 区域、地域	福知山市景観計画区域(自然景観保全ゾーン)
上下水道等	上水：福知山市上水道（簡易水道） 排水：農業集落排水

土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域：該当なし 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：1.0～2.0m未満
アクセス	舞鶴若狭自動車道 福知山 I C から約 30 分（約 22km） 北近畿豊岡自動車道 山東 I C から約 15 分（約 13km） J R 山陰本線 福知山駅から車で約 25 分（約 15km） J R 山陰本線 下夜久野駅から徒歩約 11 分（750m）
土壌汚染	小学校として利用する以前に工場等が立地していた経緯はなし。
文化財包蔵地	該当なし
不動産登記	建物は未登記で、今後も登記を行う予定はない。
避難所	体育館を広域避難所（2 次）に指定している。
投票所	体育館を選挙時の投票所として指定している。
耐震基準	①教室棟：平成 22 年耐震診断により耐震基準確認済み ②体育館：平成 22 年耐震工事済み ③特別教室棟：記録なし
アスベスト	飛散性のアスベストはない。
特記事項	①既存建物等については、いずれも建築後相当の期間を経過していることや、閉校後使用を中止していたこともあり、施設運営開始後に不具合が生じる可能性がある。 ②現在、体育館及び運動場（グラウンド）については、夜久野地域公民館の附属施設となっている。

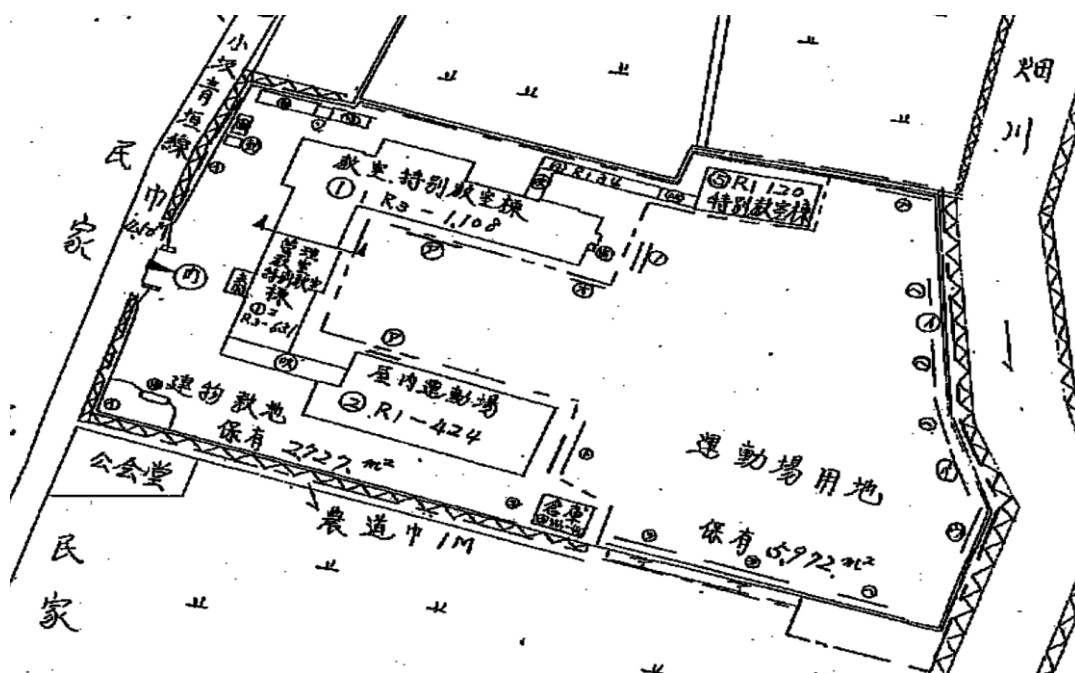
施設位置図



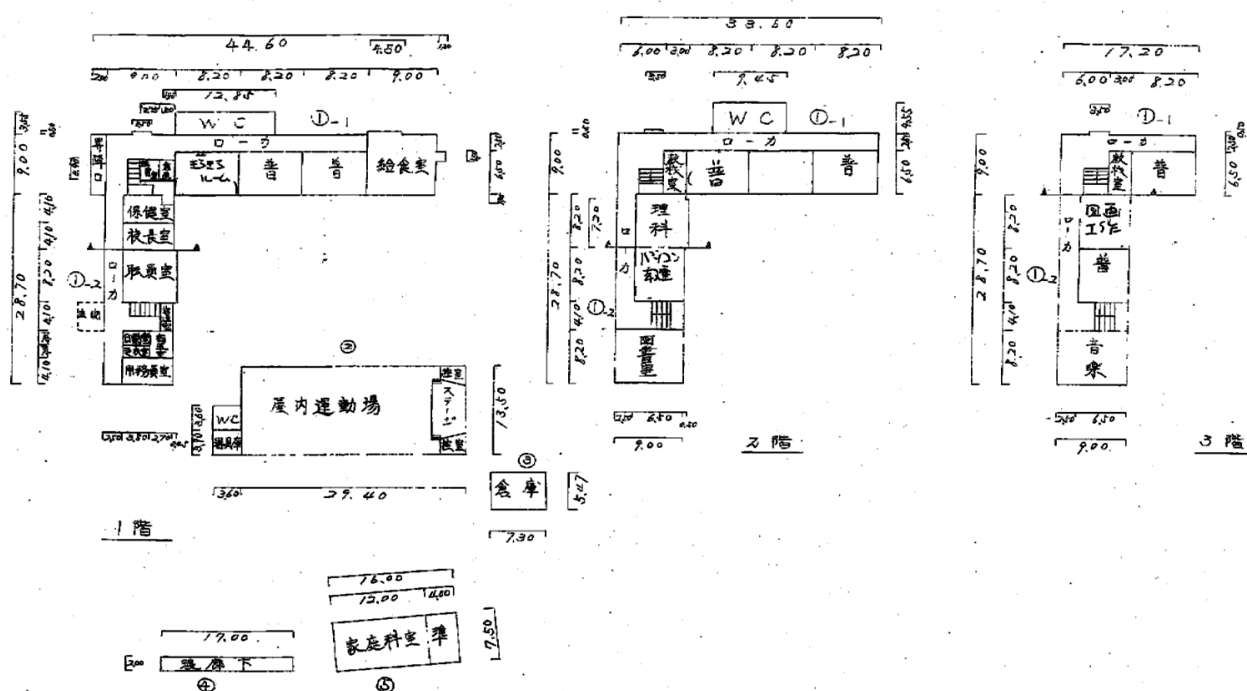
施設所在図



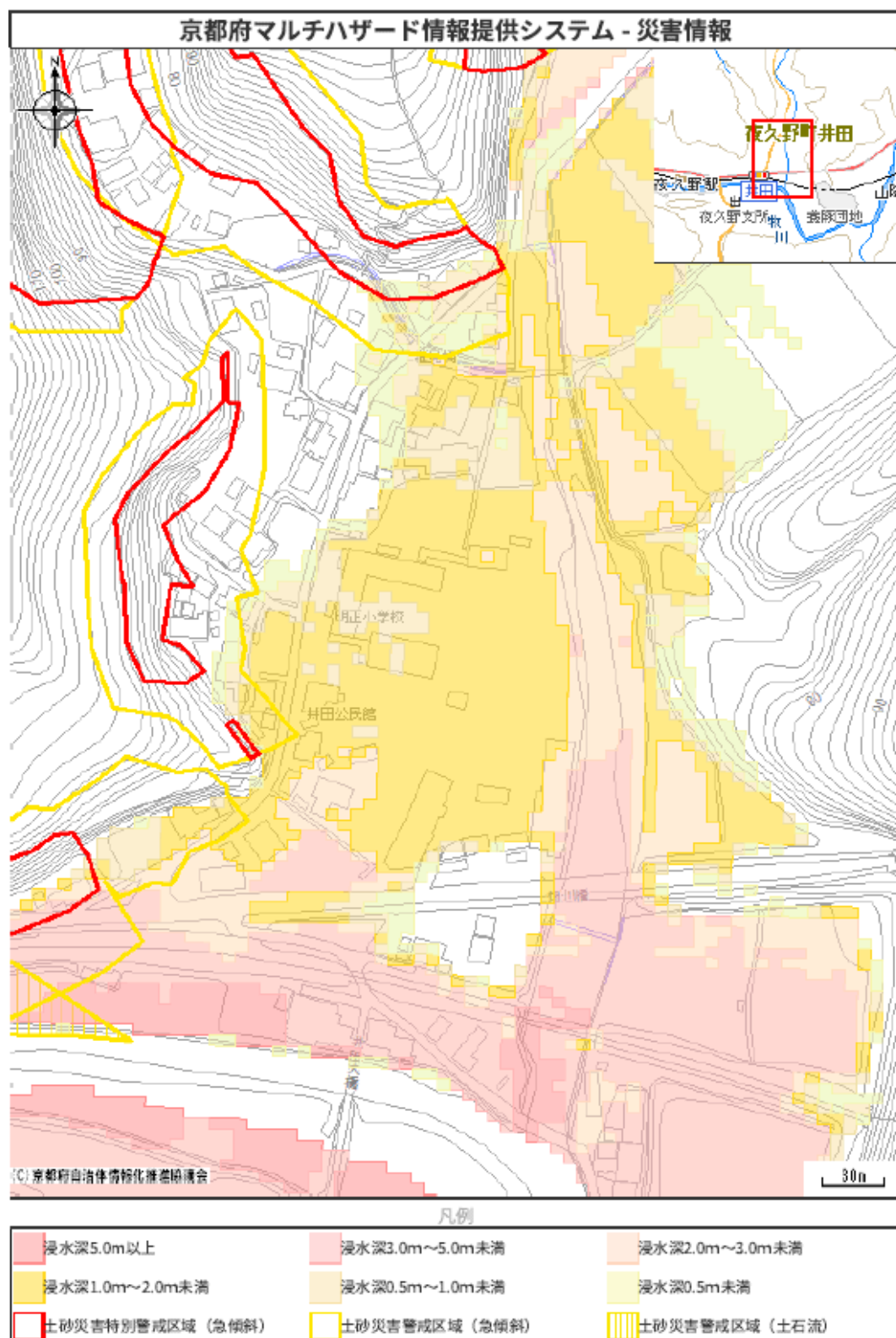
施設配置図



施設平面図



土砂災害警戒区域等



4 募集する提案

本調査では、提案者自らが主体的に本施設を運営することを前提に施設の活用案や事業スキーム案、運営方針案を募集します。提案にあたっては、以下の点にご留意ください。

- (1) 校舎だけでなく、体育館や運動場も含めて、学校跡地全体を活用していただける提案であること。
- (2) 地域振興や地域の活性化につながる事業であって、地域住民の安全や生活環境に配慮した提案であること。
- (3) 施設の用途として、以下に該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第5号まで、また同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために活用するなど、公序良俗に反する施設
- (4) 建物などの改修に係る費用や、水道光熱費をはじめとした施設の運営に係る費用は、事業者の負担とすること。
- (5) 施設を利用する際の法令等への対応については、事業者責任や事業者負担にて行うこと。

5 参加する事業者の資格要件

旧明正小学校活用事業に関心のある民間事業者等とします。

ただし、参加者が次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- (3) 参加申込書提出時点で、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱(平成15年福知山市告示第137号)に基づく指名停止を受けている者
- (4) 福知山市暴力団排除条例(平成24年福知山市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 国税又は地方税を滞納している者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全又は福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 全体スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年6月20日(金)
現地見学会の参加申込期限	令和7年7月14日(月)
現地見学会の開催	令和7年7月16日(水)
質問の受付期間	令和7年6月20日(金)～7月18日(金)

質問に対する回答の公表	令和7年7月24日（木）
エントリーシート及び提案書の受付期限	令和7年7月30日（水）
サウンディングの実施	令和7年8月8日（金）
サウンディングの実施結果の公表	令和7年8月末

7 サウンディングの手続

（1）現地見学会の開催（事前申込制）※参加は任意です。

サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を開催します。（現地見学会に参加されない場合でもサウンディングに参加できます。）

- ア 申込期限 令和7年7月14日（月）午後5時必着
- イ 提出書類 様式1「現地見学会参加申込書」
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
- エ 提出方法 電子メール（ただし、郵送も可）
※メールの件名は【「旧明正小学校」現地見学会参加申込】としてください。
- オ 実施日時 令和7年7月16日（水）
※午前10時から午後5時のうち、対応時間は1時間程度
※参加申込者に電子メール等により時間を通知します。
- カ 実施場所 旧明正小学校（現地集合、現地解散）
- キ その他 1団体につき、参加人数は3名以内でお願いします。

（2）質問の受付及び回答方法

サウンディングに参加するために必要な情報については、可能な範囲で提供します。質問がある場合は、以下により提出してください。

- ア 受付期間 令和7年6月20日（金）～7月18日（金）午後5時まで
- イ 提出書類 様式2「質問書」
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
- エ 提出方法 電子メール（ただし、郵送も可）
※メールの件名は【「旧明正小学校」質問書】としてください。
- オ 質問に対する回答方法

全ての質問及び回答は、令和7年7月24日（木）頃までに、市のホームページ（本件ページ）にまとめて掲載します（質問事業者名は非公開）。

なお、本件についての補足等を掲載することもありますので、質問の有無にかかわらずご確認ください。

（3）エントリーシートの提出

サウンディングへの参加を希望する者は、以下により提出してください。

- ア 提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時必着
- イ 提出書類 様式3「エントリーシート」
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
- エ 提出方法 電子メール（ただし、郵送も可）
※電子メールの件名は、【旧明正小学校】エントリーシート】と

し、受信確認のため、送信後に担当者へ電話で送信した旨を連絡してください。

(4) 提案書の提出

サウンディングに参加を希望する者は、本要領の記載事項を踏まえて、以下により提出してください。

ア 提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時必着

イ 提出書類 様式4「提案書」

ウ 提出先 「10問い合わせ先」のとおり

エ 提出方法 電子メール（ただし、郵送も可）

※電子メールの件名は、【旧明正小学校】提案書とし、受信確認のため、送信後に担当者へ電話で送信した旨を連絡してください。

【提案いただきたい内容】

施設の活用範囲、施設の利活用の方法、事業内容、事業実施条件、周辺地域との連携や地域活性化に関する考え方、取組にあたっての課題、その他、事業全般に関する意見等

(5) サウンディングの実施

サウンディングは以下により対面で実施します。

ア 実施日時 令和7年8月8日（金）午前10時から午後4時の間

（※時間は変更になる可能性があります。）

イ 会場 市民交流プラザふくちやま 3階 会議室3-3

（京都府福知山市駅前町400番地）

ウ 進め方

- ・対話は、事業者を順次入れ替えながら実施します。（順番等については、実施日までに調整します。）

- ・各参加事業者から、提出いただいた様式4「提案書」の内容について説明いただきます。その内容を踏まえて、本市側から質問等をさせていただきながら対話を進めます。

エ 準備事項

- ・参加する人数は、1団体につき4名以内でお願いします。

- ・説明時に必要な機器（スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル）は本市で準備します。

- ・参加事業者は、プロジェクターに接続可能なパソコンを用意し、提案書等の内容をスクリーンに映せるように準備してください。

オ その他

事前に提出いただいた提案書を当日5部印刷のうえ持参ください。

(6) サウンディングの実施結果の公表

サウンディングの実施結果は、民間事業者の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮したうえで本市ホームページにて概要の公表を予定しています。参加事業者の名称は公表しません。

また、公表にあたっては、必要に応じて事前に参加事業者へ内容を確認させていただく場合があります。

8 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

- ア 参加事業者に本事業への参画等を義務付けるものではありません。
- イ サウンディングへの参加実績は、今後予定している本事業への参画等において評価の対象とはなりません。
- ウ サウンディングでの意見や提案については、本事業を進める条件を検討する際の参考とさせていただきますが、必ず反映されるものではありません。

(2) 費用の負担

サウンディングへの参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用等）は、全て参加事業者の負担とします。

9 資料

- (1) 様式1「現地見学会参加申込書」
- (2) 様式2「質問書」
- (3) 様式3「エントリーシート」
- (4) 様式4「提案書」

10 問い合わせ先

本件について質問等がある場合は下記までお問い合わせください。

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市役所 総務部 資産活用課 公民連携係（担当）市田・原田

電話 0773-24-7038

メールアドレス shisan■city.fukuchiyama.lg.jp

（■は、@と読み替えること。）